

オーエスキー病防疫対策要領の改正について

荻 窪 恭 明 (農林水産省 消費・安全局 動物衛生課)

Ogikubo, Y. (2009). Revision of Points for eradication of the Aujeszky's disease

All about SWINE 34, 3-6

1 はじめに

オーエスキー病 (以下「本病」という。) については、平成3年3月に、新たに承認された本病生ワクチンを応用した清浄化対策を推進するため、「オーエスキー病防疫対策要領」(以下「対策要領」という。) を定め、本病の浸潤状況に応じた地域区分ごとの清浄化対策を推進してきた。その結果、対策要領による的確な侵入防止対策が功を奏し、本病の浸潤の拡大は阻止されてきた。しかしながら、浸潤地域における清浄化は進展していない。

また、諸外国では、ワクチン接種の徹底等により本病の清浄化を達成する国が増加している。このため、本病の清浄化に向けた更なる対策を図る必要があることから、平成19年6月には、専門家、生産者、関係機関等を構成員とする「オーエスキー病防疫技術検討会」を設置し、本病対策のあり方について検討してきた。この検討結果等を踏まえ、本病の新たな清浄化対策を推進するため、本年6月9日に対策要領を改正したので、その概要を紹介する。

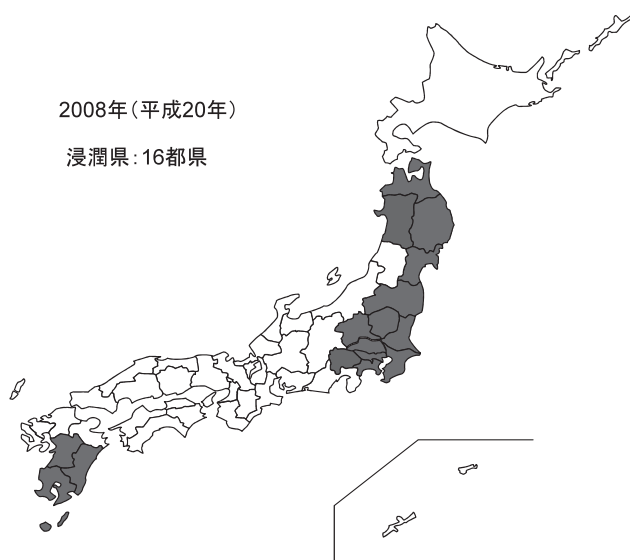


図1 オーエスキー病の地域分類の推移

2 対策要領改正の概要

本病の防疫対策の基本は、野外抗体陰性豚の出荷及び導入の推進により本病の清浄性維持を図るとともに、地域が一体となってワクチン接種により農場における本病ウイルスの動きを封じ込めつつ、定期的な抗体検査を実施する。その結果、発症豚及び野外抗体陽性豚が確認された場合には、早期にとう汰することにより、清浄化対策を推進することである。これまでの対策要領では、①本病の防疫対策が市町村を単位とした地域により推進されてきたが、平成11年から始まった市町村合併により地域が広域化したため、地域一体となった防疫対策を推進することが困難になったこと、②検査を実施するための人員が確保できないため、都道府県内の本病の浸潤状況や浸潤地域内の全農場の抗体保有状況を把握できないこと、③清浄化へのステップが不明確であること等の問題点があったことから、これら問題点を解消するため、以下のポイントを中心に改正した。

(1) 清浄豚の流通

豚の所有者は、豚を家畜市場へ出荷する際には、抗体陰性証明書を添付した豚のみ出荷し、出荷する豚のワクチン接種歴、自農場の清浄度確認検査の結果等を、出荷時に家畜市場等へ提供する。また、豚及び精液を導入する際には、原則として清浄地域から導入する。ただし、清浄地域から導入することが困難な場合には、浸潤地域にある農場であっても、統計学的に95%の信頼度で、5%の抗体陽性豚を摘発できる頭数によるウイルス抗体検査（中和試験等本病の野外ウイルス抗体及びワクチン抗体が存在しないことを確認できる検査）を実施し、陰性が確認されている場合には導入が可能である。なお、都道府県は、豚の所有者から

導入元農場の清浄化段階が不明なため、情報提供を求められた場合には、当該導入元農場のワクチン接種状況や清浄化段階を提供するものとする。

(2) 都道府県におけるモニタリング検査

地域における本病の浸潤状況を的確に把握するため、すべての都道府県において、都道府県内の農場数に応じた検査戸数及び検査頭数（少なくとも14頭/戸）により抗体検査（ワクチン非接種豚についてはウイルス抗体検査、ワクチン接種豚については抗体識別検査）を実施する。なお、検査結果の信頼性を確保するため、検査対象農場の選定に当たっては、地理的な偏りがないよう都道府県内のすべての農場を対象として無作為に抽出する。また、検査対象豚も、飼育豚舎や豚房に偏りがないよう繁殖豚及び本病の移行抗体の消失時期を考慮した月齢の高い肥育豚を対象として無作為に抽出する。

(3) 地域区分

本病の清浄化を的確かつ円滑に推進するためには、生産者の合意を得て地域一体となった防疫措置を講じるための地域に区分する必要がある。このため、都道府県は、原則、市町村合併前の旧市町村単位を含む市町村単位の地域区分を設定する。ただし、地域における豚の流通・導入、飼料・資材等の流通、農場の分布密度、地理的条件等の疫学的な関連、各地域の清浄化の進捗状況を踏まえ、清浄化を推進する上で、都道府県が特に必要と判断した場合には、市町村単位より狭い範囲等や農場の系列等の実態に応じた地域に区分できる。

(4) 清浄度確認検査

検査対象豚は、農場の全飼養豚群を対象に、統計学的に95%の信頼度で、20%、10%又は5%の抗体陽性豚を摘発できる頭数を選定する。なお、検査対象豚の選定に当たっては、モニタリング検査と同様に、飼育豚舎や豚房に偏りがないよう繁殖豚及び本病の移行抗体の消失時期を考慮した月齢の高い肥育豚を対象として無作為に抽出する。

また、当該検査を的確に行うため、家畜保健衛生所における検査だけでなく、民間獣医師による採血や家畜保健衛生所への検査結果の提供を前提とした民間検査機関による検査等を活用できる。ただし、清浄度確認検査の検査結果の信頼性を確保する観点から、民間獣医師の採材が適切に行われているか否かについて、都道府県が必要に応じて立入検査等により確認する。

(5) 清浄化段階

段階を踏んだ清浄化対策を推進するため、地域内のすべての農場の清浄度確認検査の検査結果やモニタリング検査の結果に基づき、清浄度の低いものから清浄度の高い順に、清浄化対策準備段階（ステータスⅠ）、清浄化対策強化段階（ステータスⅡ）、清浄化監視段階（ステータスⅢ）及び清浄段階（ステータスⅣ）の4段階を設定した。なお、段階に応じた清浄度確認検査を行い、段階ごとの清浄度、ワクチンの接種状況等の条件を満たした場合に、次の段階へ移行できる。

(6) ワクチン接種を応用した清浄化の推進

本病ワクチンは、野外抗体陽性豚からのウイルスの排泄量を低減させることが可能であることから、地域におけるウイルスの動きを抑制するため

には、地域内の飼養豚全頭にワクチンを接種する必要がある。ワクチン接種を適切に実施するために、これまでの接種票等によるワクチン接種に加え、都道府県防疫協議会等で協議の上、接種票等によるワクチン接種を実施することが困難な場合であって、指示書を発行した獣医師*が、ワクチン接種の都度、接種対象豚の診察を行い、診療簿に記載していること及び販売業者及び養豚業者が指示書に基づく適切な流通及び使用が確保されていることを、都道府県が立入検査等により随時確認できる場合に限り、獣医師の指示書によるワクチン接種を行えるものとする。ただし、立入検査等の結果、ワクチンの適切な流通及び適正な使用が図られていないことが確認された場合には、指示書によるワクチン接種を行うために発行されたオーエスキー病ワクチン接種推進書の発行停止等の措置を講じることとしている。

* 獣医師とは、本病の清浄化に向けた取組を行う獣医師であって、農場の定期的な診察を行い、飼養豚の健康状態を常に熟知し、農場の衛生管理対策、疾病防除対策を実施する獣医師をいう。

3 予算措置

本病の清浄化対策を推進するため、これまでも「家畜生産農場清浄化支援対策事業」により、ワクチン接種及び清浄種豚の流通のための検査に対して助成を行ってきた。今般の新たな清浄化対策の推進に当たっては、これまでの助成対象に加え、①地域の清浄度に応じて清浄化対策準備段階、清浄化対策強化段階及び清浄化監視段階の地域のすべての農場で行われる清浄度確認検査及び②清浄化対策（清浄度確認検査及びワクチン接

種)を行っている地域において、検査の結果、感染が確認された繁殖豚のとう汰更新に対しても助成することとしている。なお、本事業は、本年度から5年間の事業であり、地域に対する助成期間は、原則として、地域における清浄化対策開始後3年間としている。

4 結び

本病の清浄化は、近年の諸外国の事例からも、技術的には問題なく達成可能である。また、本病の清浄化は、本病の被害及びワクチン接種経費の解消のみではなく、飼養衛生管理の徹底によるPRRSやサーコウイルス感染症等による慢性疾病の被害軽減にも極めて効果的である。飼料価格の高騰等により養豚経営をめぐる情勢が厳しい中、生産者、養豚関係者自らがその中心となって本病の清浄化対策を強力に推進していくことが望まれている。

その際、地域が一体となって本病の侵入防止対

策や地域内のすべての飼養豚に対するワクチン接種の徹底等の取組が行われる必要があり、豚コレラの撲滅に向けた都道府県、自衛防疫団体、養豚生産者等が一体となった取組により培われた多くの経験を礎に、地域の関係者のスクラムを更に強固にし、早期の本病の清浄化に向けた防疫対応を構築していただきたい。地域における取組状況については、地域ごとのステータス分類等を当省ホームページで、今後公開することとしている。

本病の清浄化は、本年度(平成20年度)から5年間で達成することを目指しており、支援事業により、新たに清浄度確認検査や感染繁殖豚のとう汰更新に対しても助成することとした。本病の清浄化は技術的に可能である。支援事業を活用しながら、この5年間で清浄化が達成されなかった場合には、「できなかった」のではなく、「やらなかった」と評価されることとなる。各地域において関係者が一体となって、清浄化を推進していただきたい。